



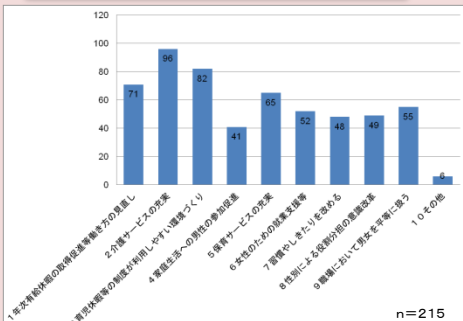
白鷹町男女共同参画計画(概要)

【計画期間】平成28年～平成37年までの10年間

- 【計画の位置付け】
- ・白鷹町「第5次総合計画」における男女共同参画分野を補完する個別計画
 - ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定される計画
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に定める推進計画（基本の柱Ⅱ）
 - ・平成27年4月に策定した子ども・子育て支援事業計画を反映

現状と課題

1 男女共同参画社会の実現のためにはどのような取り組みが必要であると考えますか？



<出典>平成27年度男女共同参画社会に向けての意識調査(白鷹町)

2 本町の人口予想

(まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

H32:13,500人
H52:10,500人

社会全体で少子高齢化、労働力の減少が進む中、地域経済や地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという気運が高まっています。当町も、人口減少に歯止めをかけるために、将来にわたり安心して子供を生み育てられる環境づくり、また、性別にかかわらず能力を發揮し、ワーク・ライフ・バランスが取れる社会の実現をしていかなければなりません。

3 国・県の動向

- (1) 第4次男女共同参画基本計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）→特定事業主行動計画の策定
- (3) 新山形県男女共同参画計画

計画の体系

I 町民ひとりひとりの人権を尊重する意識づくりと人づくり

- (1) 人権尊重意識の醸成
 - ◇男女共同参画に関する情報の提供
 - ◇外部機関が行う研修やイベントの町民への周知
- (2) 男女共同参画計画に関する教育・学習の推進
 - ◇男女共同参画の視点に立った教育の充実
 - ◇保護者の意識改革
- (3) 性別による固定的な役割分担意識解消
 - ◇家庭内の役割の分担・見直しの意識啓発
- (4) 町全体で「男女共同参画」について考える機会の創出
 - ◇町報「しらたか」による情報提供・意識啓発
 - ◇情報交換や研修会等を通じた町内の関係団体の連携促進

○数値目標

■町報による男女共同参画に関する情報発信 年2回(計20回)

III 町民ひとりひとりが手を携え参画する魅力あるまちづくり

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
 - ◇住民が主体的につくる地域づくりの推進
- (2) 意思決定の過程における男女共同参画の推進
 - ◇地区コミュニティセンター役員および各種地域役員への女性参画に対する意識改革
 - ◇各種審議会・委員会等への女性役員の積極的な登用
- (3) 高齢者・障がい者・外国人等の多様な人材の社会活動への参画促進
 - ◇男女共同参画の視点をもった学校・地域における伝統・文化の伝承
 - ◇国際交流推進

○数値目標

■各種審議会、委員会等の女性委員任用率 40%(H26:21.3%)

II 町民ひとりひとりがいきいきと働くことができる環境づくり

- (1) 関係法令の周知
- (2) 女性の就業に対する適正評価と人材の登用
- (3) 農業を含むあらゆる産業における女性の働きやすい環境づくり
 - ◇女性への技術研修・経営研修会の開催
- (4) ハラスメント防止及び対策
 - ◇ハラスメントに関する相談窓口の設置促進
- (5) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりの推進
 - ◇職場環境の改善に関する情報提供
- (6) 男性の家事・育児・介護への参画促進
 - ◇育児・介護休業制度の普及
 - ◇子育て・介護支援策の充実

○数値目標

■男性の育児休業取得率 13%

(「女性活躍推進法」の推進計画)

IV 町民ひとりひとりが安全安心な生活ができる仕組みづくり

- (1) すべての町民に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくりの推進
 - ◇ドメスティック・バイオレンス(DV)についての情報提供
 - ◇相談窓口の設置
- (2) ライフステージに応じた町民の健康への支援
 - ◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の保障推進
 - ◇老後も安心して暮らせる健康づくり支援
- (3) 生活上様々な困難を抱える人々への支援
 - ◇公共施設のバリアフリー等の推進
 - ◇イベントの際の託児所設置
- (4) 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進
 - ◇防災訓練の実施
 - ◇地域の自主防災組織や消防団の活動支援

○数値目標

■特定健診の受診率 60%(H26:57.4%)

男(ひと)と女(ひと)とが互いに支え合い輝けるまち